

保険料減免事務取扱に関する検討内容と結果

- 大阪府国民健康保険運営方針に基づく事務運用、別に定める基準に基づく保険料減免事務運用手引き（以下「運用手引き」という。）及び別に定める基準に基づく保険料減免事務運用手引きQ&A（以下「運用手引きQ&A」という。）を踏まえて運用している保険料減免について、より円滑で適切な事務処理に繋げる観点から、運用手引き及び運用手引きQ&A（以下「運用手引き等」という。）の内容を充実させるため、市町村から大阪府へ寄せられた具体的な事例を基に、運用手引き等の記載内容について検討を実施。
- 合計24項目について検討し、運用手引きの追記等（計11件）及び運用手引きQ&Aの項目追加等（計20件）を行い、運用手引き等の明確化（充実）を図った。

○ 引き続き、市町村の事務の効率化等を図る観点から、運用手引き等の明確化にかかる議論を行っていく。

運用手引き等の具体的な追記等項目

※修正項目等の具体的内容は「資料16-2」及び「資料16-3」を参照

区分	項目		運用手引き		運用手引きQ&A	
			説明の追記	記載方法の補強	新規Q&Aの追加	既存Q&Aの補強
基本	1	「申請が不可能な環境下」の考え方	○			
	2	過去に遡って資格取得した者の所得減少減免の遡及適用の可否	○		○	
	3	保険料負担能力の判断			○	
	4	納付書到着前の減免申請			○	
	5	当該年度保険料全額を減免対象とするための適切な受付時期			○	
	6	「減免対象保険料」の考え方	○	○		
	7	特別徴収世帯における減免の考え方（年度当初保険料の取扱）			○	
災害	8	中規模半壊・準半壊の取扱	○			
所得減少	9	65歳以上と65歳未満で公的年金等の雑所得の算出方法が異なることによる減免額の計算		○	○	
	10	非経常所得を含む所得減少減免の取扱				○
	11	賦課限度額を超える世帯に対する減免額			○（2件）	
	12	所得減少率決定の際の、「給付金・補助金・手当等」の取扱			○	
	13	所得減少率算出にかかる見込所得の算出方法		○		
	14	赤字となった事業所得の取扱			○	
	15	減免適用後における世帯状況の変更		○	○	
	16	所得の確認資料及び資料が揃うまでの減免適用の取扱			○	○
	17	「旧ただし書き所得」の考え方	○			
	18	減免適用後における所得更正	○	○		
	19	退職した翌月に給与支払がある場合の取扱				○
	20	非経常所得における一月あたり平均所得見込の算出方法			○	
	21	所得減少減免において、対象期間を必要に応じ翌年度末まで延期することができる場合			○	
	22	減免事由発生から減免申請までに期間があるときの一月あたり平均所得見込額の算出方法			○	
拘禁	23	少年院に収容された場合の拘禁減免			○	
	24	未決勾留期間及び仮釈放中の拘禁減免			○	
件数合計			6件	5件	17件	3件